THE WEST ST

に補任せらる。

《總持寺文書》 鳳至郡

三四

儲岡寺院主職之事 能登國櫛比庄桑谷田村內

致,其沙汰、可,抽,天長地久御祈禱忠勤之狀、所,仰如,件。 右人、任,先師定賢律師讓,所,被,補任,也。寺田畠已下任,例 大法師 定

正慶二年三月六日

在判

在判

なり。) 之を桑屋村及び田村なるべしと解するものあるは非 月の總持寺領目錄に見ゆる桑屋村に同じかるべし。 (桑谷田村は桑谷内村の誤寫なるべく、應永六年六 なり。一寺にして二村に亙ることあらざるべければ

四月朔日。假揭

【永光寺文書】 鹿島郡

能登國永光寺

三五

御』寄進當寺」之由、可、經、奏聞」者。依二一品親王令旨,狀如、右寺可、致。御祈禱精誠、令。御願成就,者,當國若部保可、有、

元弘三年四月一日

敢へて後考を待つ。) なるものの如く思はる。これを以て今姑く疑を存し、 るのみならず、原本左少辨の下に花押を缺き、 同寺文書完弘三年八月十三日源朝臣國宣と筆跡同一 (との文書は、護良親王が鹿島郡永光寺に與へ給ひ しものなりといふ。然れども文章令旨の體を備へざ

しことを足利高氏に告ぐ。 生社神主狩野賴廣、軍忠を致さんが爲に上洛せ 六月廿五日。江沼郡福田莊·菅浪鄉總領地頭兼菅

[狩野文書]

賴廣、爲致軍忠、馳,參今月二十一日。 加賀國福田庄·菅浪鄉總領地頭、兼菅生社神主狩野彥五郎 披露候。恐惶謹言。 仍以,此旨,可,行,御

元弘三年六月二十五日

御奉行所

承了 在判 (足利高氏)

賴

廣

致さんが爲上洛せしことを足利高氏に告ぐ。 六月。能美郡府南御供田地頭建部賴春、軍忠を

【南禪寺文書】山 城

三七

加賀國苻南御供田地頭孫四郎賴春申、今月十二日令、馳,參(帝) 露,候。恐々謹言。 御方,候之上者、於,向後,可,致,軍忠,候。以,此旨,可,有,御披

元弘三年六月 E

建部賴春狀

進上 御奉行所

承了 御判

さんが爲上洛したることを足利高氏に告ぐ。 六月。能美郡八幡一分地頭八幡尚成、軍忠を致

【菊大路文書】山

三八

加賀國御家人八幡一分地頭彥七尚成、 以,此旨,可,有,御披露,侯。恐惶謹言。 爲抽軍忠.馳參候

> 元弘三年六月 日

橋 尙

成

Ŀ

進上 御奉行所

在判

の條に見ゆ。) (橋尙成の八幡彦七なるととは 建武二年六月十九日

七月十五日。假揭

【大野湊神社文書】 石川郡

二三九

被、聞食了。神領已下致、興行沙汰、 加賀國富永御厨佐那武社大宮神主職事、 可事御祈禱之由、 忍西當知行之由

仰下心。仍悉之如,件。 元弘三年七月十五日

右

小

在判

【大野湊神社文書】

E E

忍西權律師所望事、依,有,御祈禱忠、爲別刺,故所,被,任也 天氣如此、仍悉之以狀、 如件。

元弘三年七月廿日

(この文書は、 忍西を加賀郡佐那武社の神主職に補